



もしもの際にも、安心をプラス

新規の方も
借換えの方も

就業不能保障 特約付 (全疾病保障付) 団体信用生命保険

(引受保険会社:SBI生命保険株式会社)



死亡または所定の高度障害状態に該当したら **住宅ローン残高**が

余命6カ月以内または重度のがんと判断されたら **住宅ローン残高**が

がんを含む8疾病※による
就業不能状態が12ヵ月を超えて継続したら **住宅ローン残高**が

8疾病※以外のすべての病気やケガによる
就業不能状態が24ヵ月を超えて継続したら **住宅ローン残高**が

さらに

返済期間中に所定の就業不能状態となった場合、
その期間に返済日が到来した月の **返済額を保障**
(待機期間90日以降。8疾病以外の病気・ケガの場合は別途3ヵ月免責あり)

※8疾病…3大疾病(がん・急性心筋こうそく・脳卒中)、重度慢性疾患(高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性膵炎)



※住宅ローン残高が完済となるには所定の条件があります。
※保険金が支払われる場合であっても利息の一部をご負担いただく場合があります。

各種

住宅ローン金利

店頭表示金利に

+年 **0.10%**

所定の条件がありますので、くわしくは裏面をご覧ください。

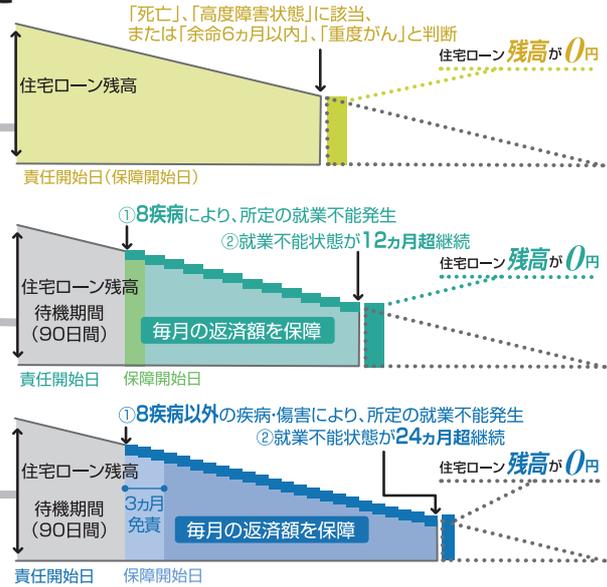


池田泉州銀行

就業不能保障特約付(全疾病保障付)団体信用生命保険

被保険者が保険期間中、以下の支払事由に該当した場合に
保険金が支払われ、ローン返済に充当されます。

- 死亡** 保険期間中に死亡されたとき
- 高度障害** 保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態に該当されたとき
- リビングニーズ** 保険期間中に医師の診断書等で余命6ヵ月以内と判断されたとき
- 重度がん** 医師の診断をもとに保険会社に重度のがん(標準的な治療の指針に基づく治療をすべて受けたが効果がなかったなど)と判断された場合
- 8疾病** 待機期間満了後の翌日以後に所定の就業不能状態となったとき
①就業不能状態の継続期間12ヵ月 毎月の返済額を保障 >>> ②就業不能状態が12ヵ月を超えたら
- 8疾病以外のすべての病気やケガ** 待機期間満了後の翌日以後に就業不能状態となり、その状態が3ヵ月を超えて継続したとき
①就業不能状態の継続期間21ヵ月 毎月の返済額を保障 >>> ②就業不能状態が24ヵ月を超えたら



※8疾病とは、3大疾病(がん(悪性新生物)・急性心筋こうそく・脳卒中)、重度慢性疾患(高血圧症・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変・慢性肝炎)をいいます。
 ※精神障害、正常な妊娠・出産、むちうち症または腰痛で医学的他所見のないもの等はお支払いの対象外です。
 ※上皮内がん、大腸の粘膜内がん等は悪性新生物に含まれません。
 ※就業不能状態とは、病気・ケガの治療のため、入院しているか医師の指示により自宅等において療養していることをいいます。軽労働(梱包、検品等の作業のこと)または、座業(事務等のこと)をいいます。ができる場合は、自宅等における療養には該当しません。
 ※同じ原因により、180日以内に再び就業不能状態となった場合には、前回と継続して計算します。
 ※保険金のお支払いには所定の条件があります。被保険者のしおりに記載の契約概要・注意喚起情報をご確認ください。

◎ここでの保険に関する説明は、住宅ローン利用者のみなさまの便宜のために自発的に行っております。いわゆる保険募集のための説明ではありません。

就業不能保障特約付(全疾病保障付)団体信用生命保険のご案内

保険名称	就業不能保障特約付(全疾病保障付)団体信用生命保険	保険金額	死亡保険金額、高度障害保険金額、リビングニーズ特約保険金額、重度がん保険金前払特約保険金額、債務繰上返済支援保険金額は保険金をお支払いする場合に該当したときのローン契約の債務残高相当額です。 就業不能保険金額は保険金支払対象月のローン契約の予定返済額(ボーナス返済月についてはその返済額と月々の返済額)です。	
引受保険会社	SBI生命保険株式会社	責任開始日	責任開始日は、住宅ローン実行日または保険会社が加入を承諾した日のいずれか遅い日となります。 就業不能保障特約の保障開始日は、責任開始日から起算する待機期間(90日)満了日の翌日とします。責任開始日からすぐに就業不能保障特約による保障が開始するわけではありません。	
ご利用いただける方	池田泉州銀行で新たに住宅ローンをご契約いただける方で、お借入れ時の年齢が満18歳以上満50歳以下、最終ご返済時の年齢が満80歳以下の方	保険期間	債務返済期間と同一期間です。ただし、以下のいずれかに該当した場合、主契約および付加されている特約は消滅します。 ・ローンの終了 ・被保険者の年齢が満81歳に達したとき ・死亡保険金、高度障害保険金、リビングニーズ特約保険金、重度がん保険金前払特約保険金または債務繰上返済支援保険金が支払われたとき	
この保険の特徴	この保険は、住宅ローンをご契約いただくお客さまを被保険者、池田泉州銀行を会員とする一般社団法人全国団信推進協会を保険契約者とし、被保険者が以下の支払事由に該当した場合に支払われる保険金を債務の返済に充当することで、被保険者の生計の安定を図るための団体保険です。	保険金が支払われない場合	次のような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。 ・告知内容が事実と相違し、その被保険者の保険契約または特約が告知義務違反により解除となった場合 ・責任開始日以前の傷害または疾病により所定の高度障害または就業不能状態となった場合(その傷害や疾病について告知していただいている場合でも同様です) ・保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとされた場合、または、保険契約者または被保険者に保険金等の不法取得目的があつて、保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効である場合 ・保険契約者、被保険者または受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致した場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大な事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合 ・保険金等の免責事由に該当した場合	
お支払事由	死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき	告知に関する事項	・この保険への加入申込みの際に、「契約申込書兼告知書兼同意書」でおたすねする過去の傷病歴、現在の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを「告知」といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。 ・生命保険会社が公平に加入をお引受けするかを決める重要な事項ですので、過去の傷病歴、告知日(記入日)現在の健康状態、身体の障害状態などについて、「契約申込書兼告知書兼同意書」でおたすねすることに、必ず加入申込者ご本人が事実をありのままに正確にもれなく告知(記入)ください。 ・なお、告知いただいた健康状態によっては、加入をお断りする場合がありますので、ご了承ください。
	高度障害保険金	責任開始日以後の傷害または疾病が原因で、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき		
	リビングニーズ特約保険金	保険期間中に医師の診断書等で保険会社により余命6ヵ月以内と判断されたとき		
	重度がん保険金前払特約保険金	保険期間中にがんと診断確定され、標準的な治療の指針に基づく治療をすべて受けたが効果がなかったなどと保険会社により判断されたとき		
	就業不能保険金	【特定疾病および重度慢性疾患※に該当する場合】 責任開始日以後の特定疾病または重度慢性疾患により、待機期間(90日間)満了日の翌日以降に就業不能状態となり、その状態が継続し、てん補期間(12ヵ月)中のローンの返済日が到来したとき 【特定疾病および重度慢性疾患※以外の場合】 責任開始日以後の疾病(特定疾病および重度慢性疾患を除く)または傷害により、待機期間(90日間)満了日の翌日以降に就業不能状態となり、その状態が3ヵ月を超えて継続し、てん補期間(21ヵ月)中のローンの返済日が到来したとき		
	債務繰上返済支援保険金	【特定疾病および重度慢性疾患※に該当する場合】 責任開始日以後の特定疾病または重度慢性疾患により、待機期間(90日間)満了日の翌日以降に就業不能状態となり、12ヵ月を経過した日の翌日午前0時まで就業不能状態が継続したとき 【特定疾病および重度慢性疾患※以外の場合】 責任開始日以後の疾病(特定疾病および重度慢性疾患を除く)または傷害により、待機期間(90日間)満了日の翌日以降に就業不能状態となり、24ヵ月を経過した日の翌日午前0時まで就業不能状態が継続したとき ※「特定疾病および重度慢性疾患」とは、悪性新生物、急性心筋こうそく、脳卒中(特定疾病)および高血圧症、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性肝炎(重度慢性疾患)をいいます。なお、上皮内がん、大腸の粘膜がん等は悪性新生物に含まれません。		

保険会社登録番号(募資S-2411-513)

くわしくはお近くの窓口までお気軽にご相談ください。



(2025年1月14日現在)
No.7301